

令和3年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和3年12月8日 開会

令和3年12月10日 閉会

奈井江町議会

令和3年第4回奈井江町議会定例会

令和3年12月8日（水曜日）
午前9時58分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤定期監査報告
 - ⑥公の施設の指定管理者監査報告
- 第 4 特別行政報告（町長）
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 議案第 1号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 2号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第 3号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）
- 第10 議案第 4号 令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 5号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和3年第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場で入り口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則122条の規定により、2番大関議員、3番竹森議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から10日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から10日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般報告

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(9時59分)

●議長

議会運営委員会の報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日令和3年9月14日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。調査内容、①追加議案について、②その他について。

委員会開催日令和3年12月3日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について。①会期について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤調査について、⑥その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時01分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

ご苦労さまです。

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。

それでは、私から、まちづくり常任委員会の報告をいたします。

委員会開催日 9月30日、調査事項、調査第1号「ないえ温泉について」、現地調査を含みます。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、ないえ温泉施設のあり方に関する検討経過と本年度に道内の温浴施設・温泉施設運営事業者に対して実施したアンケート調査結果の報告を受けた。

今後、まちづくり懇談会等で調査結果を説明し、12月上旬には、あり方の方針を決定すると報告を受けたが、本施設のあり方は町の重要な課題の一つであることから、町民の意見を広く聴取し町の将来の財政負担等も見据えて方針を決定いただきたい。

委員会開催日 11月9日、調査事項、調査第2号「新型コロナウイルスワクチン接種状況について」

説明員、調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について説明を受け、11月末には全町民の85.5%の接種率見込みとなることが報告された。

接種受付当初は、電話が繋がらないなどの苦情もあったが、専用回線とするなど改善を図り集団接種の体制を整え、高い接種率となったことを評価するものである。さらに、若い世代の接種が進むよう勧奨を継続して実施願いたい。

また、3回目の接種も多くの方に受けていただけるよう推進していただきたい。

委員会開催日 11月18日、調査事項、調査第3号「教育ビジョンについて」。

説明員、調査内容については、記載のとおり。

意見・要望といたしまして、新たな教育ビジョンが策定され、計画期間を8年間とし令和4年度にスタートすることが報告された。8回の検討委員会で協議され、子供たちからも意見を聴取するなど活発な議論の下、策定されたことは大いに評価するところである。

本計画は、子供だけでなく全町民が年代を問わず学び続け豊かな人生とすることが理念とされています。理念が達成されるよう、具体的な施策の展開を期待するものである。

また、本計画の広報周知に努め、施策の効果をより高めるよう努力願いたい。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

(広報常任委員会)

(10時04分)

●議長

ご苦労さまでした。

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

● 4 番

皆さん、おはようございます。

広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日 9 月 14 日、10 月 12 日、10 月 22 日、11 月 2 日と計 4 回の委員会を開催し、誌面構成、編集等を検討し、11 月 15 日には議会だより 25 号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

4. 定期監査報告

(10 時 06 分)

● 議長

ご苦労さまでした。

次の定期監査報告について、監査委員の発言を許します。

中野代表監査委員。

(代表監査委員 登壇)

● 代表監査委員

それでは、定期監査報告についてご報告申し上げます。

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき令和 3 年度の定期監査を実施いたしましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告いたします。

監査の対象、監査の実施日、監査の着眼点、監査の方法につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

監査の結果につきまして、財務に関する事務の執行及び事業の管理、また現金の保管取扱いについては、総体といたしましては、適正に執行されているものと認められました。

契約事務に関して、随意契約のうち 1 社随意契約が多く見受けられ、予定価格の積算のないものも見受けられました。

軽微なものは、口頭で注意または改善を促したので省略いたします。

監査意見といたしまして、契約事務に関して、契約の相手方の能力を熟知した上で選定する利点がありますが、長期にわたり受託者が固定することは、公平性、経済性の確保が懸念される結果ともなりかねません。

町業務委託契約においては、継続的な事業が数多く占めております。町政全般の信頼が損なわれることのないよう、関係法令を遵守し、契約事務の公平、公正、透明性の確保を図り、説明責任が果たせるよう適正な職務の遂行に努めていただくようお願いいたします。

以上、監査報告といたします。

5. 例月出納定例検査報告

6. 公の施設の指定管理者監査報告

●議長

例月出納定例検査報告、公の施設の指定管理者監査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 特別行政報告

(10時09分)

●議長

日程第4、特別行政報告を行います。

町長より特別行政報告の申出がありますので、発言を許可します。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

ただいま特別行政報告について許可いただきましたので、私のほうから、ないえ温泉施設における今後の方向性についてご報告をさせていただきます。

現在休止中の温泉施設につきましては、平成2年に町営施設として開設し、これまで町民の健康増進を支え、また、町の大きな観光資源の一つとして貢献してまいりました。

その後、施設の使用対策による民営化や指定管理者制度によって運営してまいりましたが、商圈人口の減少や近隣施設との競合、さらには施設の老朽化などの要因から、平成28年以降、運営会社の破産や指定管理者の撤退によって営業休止となるなど、厳しい状況の中で運営を行ってまいりました。

また、本施設については、過去に実施した施設の改修費用の財源として過疎債を活用しており、施設の用途変更や譲渡方法などの処分行為に対して、償還終了まで国による一定の制限が設けられているところであります。

温泉施設のあり方につきましては、令和元年8月末の指定管理者による運営撤退後、直ちに運営再開の是非を判断するのではなく、町民や町議会と情報を共有し、町や町民にとって、温泉施設がどうあるべきなのか、そのあり方について議論を行うこととしたところであります。

議論を行うに当たっては、町民アンケート調査をはじめ、施設の置かれた環境や直近の管理運営の状況、施設の運営経費などの情報をまとめた調査分析報告書を公表し、さらに、今年度には、道内における温泉施設の運営事業者を対象に、温泉施設の運営状況や本町の温泉施設に対する意見を把握するため、事業者アンケート調査を実施、公表してきたところであります。

町民の皆様とは、昨年より、まちづくり町民委員会やまちづくり懇談会をはじめ、町内の関係団体など情報を共有し、温泉施設のあり方について議論を行ってまいりました。

町民の皆様からは、町の観光資源としての必要性や町民の保養施設として存続を望む意見が出されたほか、運営費や維持改修費に対する将来的な町財政への影響を懸念する意見があり、さらには、存続に必要な財源を新たな行政課題や今後のまちづくりに活用すべきとの意見を頂いたところであります。

道内の温泉運営を取り巻く環境については、事業者アンケート調査において、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって利用者や売上げが減少し、その多くの事業者が運営費の補填など公的支援を受けており、厳しい運営状況であることを確認いたしました。

また、今後における本町の温泉施設に対しては、公的支援を前提とした独自のノウハウでの運営は可能、あるいは、運営を検討したいとの回答を得ているところであります。

私は、これまでの様々な調査分析や町民との議論を踏まえた結果、今後の温泉施設について、指定管理者制度による運営など町の財政負担が伴う温泉施設の存続はできないと判断したところであります。

今後における施設の活用については、あくまでも公費を伴わない民間事業者の自主的な取組によって、本町の振興や地域の活性化に結びつく温泉運営を含めた多用途での再活用の方策について検討を進めてまいります。

また、今回の再活用の検討と併せて、関連する施策であります老人・障がい者入浴券や地域公共交通向ヶ丘線についても検討を行ってまいりたいと考えております。

改めて温泉施設における今後の方向性に対しまして、町民をはじめ町議会の皆様のご理解をお願い申し上げます。

以上、特別行政報告とさせていただきます。

●議長

以上、特別行政報告であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上で、特別行政報告を終わります。

日程第5 行政報告

(10時15分)

●議長

日程第5、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

令和3年第3回定例会以降の主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務課関係についてですが、10月30日、名誉町民であります北良治前町長の町葬を町議会、瑞穂連合区、北家との合同により執り行っております。

北前町長におかれては、8期32年の長きにわたり町長としての重責を担われ、この間、保健、医療、福祉に重点を置いた町政の推進や市町村合併の是非を問う、子供を含めた住民投票の実施など、直面する困難な課題に積極果敢に取り組まれました。

また、町政推進においては、常に町民主体のまちづくりを進められ、平成17年には、町民、議会、町のそれぞれが果たすべき役割をまちづくりの理念、原則を定めた奈井江町まちづくり自治基本条例を制定するなど、奈井江町の歴史に数々の功績を残されました。改めて、町民を代表し哀悼の意を表すところであります。

次に、順番が前後いたしますけれども、10月16日、防災機能向上訓練・体験行事in道の駅を実施しております。今回の訓練は、北海道の新広域道路交通ビジョン計画に基づく広域的な防災機能を担う道の駅の選定、国による防災備蓄倉庫の整備、株式会社砂子組からの多目的広場の整備・寄贈を受けて実施したものであり、国・道、関係機関等の協力の下、ドクターヘリ離着陸訓練、河川防災訓練、住民避難訓練などを行ったところであります。

引き続き、全国で頻発する自然災害に対応するため、緊急時の備えと防災機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、11月29日、本年度の町政功労者顕彰贈呈式を執り行っております。顕彰の部では、長年にわたり民生調査委員として町の振興発展にご貢献された上嶋幸子様、町立国保病院院長として長年にわたり地域医療の充実にご貢献された小西裕彦様に町政功労賞を贈呈しております。

改めて、両氏のご功績に心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、企画財政課関係では、町民の町政に対する理解の促進、協働のまちづくりを推進するため、10月12、13、14日の3日間、公民館においてまちづくり懇談会を開催しております。

懇談会は、町内の各関係団体、組織等から合計58名の方々にご参加いただき、ないえ温泉のあり方を検討するため実施した事業所アンケートの調査結果や、来年度からの実施に向けて検討を開始した奈井江版生涯活躍のまちの取組について町民の皆様に説明し、意見交換を行ったところであります。

次に、報告書に記載はありませんが、11月17日、全国町村長大会が東京で開催されております。昨年に続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、出席者が各都道府県町村会の正副会長に限られ出席することができませんでしたが、添付資料のとおり、大会においては、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた感染防止対策の徹底、地方交付税等の一般財源総額の確保など16項目に及ぶ決議を行うとともに、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、安全安心な地域社会の再構築と地域経済の回復・再生に関する特別決議が行われたところであります。

次に、産業観光課関係では、11月23日、新穀感謝祭を執り行っております。本年の水稻については、本町を含む北育ちの作況指数が108の良と公表されましたが、当町においては、例年に比べ、低タンパク米の比率が高い一方で、製品にならない米も多く、さらには、コロナ禍の影響による概算金が2年連続の引下げとなり、農家所得への影響が生じております。

道内有数の米の主産地である本町農業の安定的な発展を図るため、国における積極的な受給改善策の実施など、引き続き関係機関、団体等と連携しながら要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係では、10月22日、奈井江町総合教育会議を開催し、来年度からスタートさせる奈井江町教育ビジョンについて、教育委員の皆さんと議論を行いました。

新たに策定した教育ビジョンは、教育関係者に子供たちを含めた各界各層の町民30名で構成する検討委員会で8回にわたって議論され、提言のあった多様で数多くの意見を基に教育委員会で素案が策定されましたが、本会議を経て、パブリックコメント、まちづくり町民委員会、議会への説明の後、11月12日に決定をしております。

完成したビジョンは、義務教育だけにとどまらず、社会教育や社会体育、いわゆる生涯学習についても掲載した8年間にわたる計画であります。次年度から教育委員会をはじめ関連部署とも連携を図りながら、基本理念、重点目標の着実な実現に向けて取り組んでまいります。

以上、一般行政報告といたします。

(教育行政報告)

(10時23分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、第3回定例会以降の主な教育行政について報告をいたします。

9月22日、奈井江小学校の5年生がJA新すながわゆめぴりか生産協議会ご協力の下、稲刈りの体験授業を行っております。子供たちは、鎌による手狩りが一段落した後、みんなで落ち穂を拾うなど、町の産業だけではなく食育についても学ぶ貴重な機会になっております。改めて、ゆめぴりか生産協議会の皆様に敬意と感謝を、そして、次年度以降の協力についてお願いを申し上げるところでございます。

28日、ジョン・ウェブスターさんに外国語指導助手の辞令交付を行いました。今まで、指導助手1名が町内2校とはぐくみを掛け持ちをしておりましたが、2名体制になったことにより、小・中学校に常駐のような形を取ることができるようになりましたので、英語以外の授業への参加や休み時間などに児童がいつでも入室できるアロン先生の部屋なども設け、奈井江の子供たちがさらに身近に英語に触れ、学ぶ機会を創出しております。

10月7日、奈井江商業高校で実施をし、空知管内の28名の中学生が参加をしたオープンスクールを見学しております。

13日、北海道教育長庁の学校教育局高校教育課庁補佐が来庁をし、5月1日現在の奈井江商業高校の入学者数が19人で、20人未満であること、20人未満の年度が続くと後年度募集停止になることなど、北海道教育委員会の基本的な考え方について説明を受けたところであります。私のほうからは、この地域にとって必要な高校であること、今まで町が行ってきた高校支援策について説明を行ったところであります。

なお、コロナ禍で例年より遅れてしまいましたが、11月を中心に、商業高校の佐藤校長先生と私とが分担をし、管内21の中学校を訪問しております。

中学校の校長先生、教頭先生、進路指導の担当教員に、奈井江商業高校の取組、進路決定率100%の実績、町からの支援策などを中心に説明を行っております。

このほか、中学校の三者面談の前を時期として捉え、初の取組となります2回目のオープンスクールを奈井江商業高校で実施しております。12月4日に実施をしたこの事業については、10名の中学生の参加を頂いているところでございます。

17日、国内外で第一線で活躍をしているピアニスト仲道郁代さんをコンチェルトホールに迎え、ショパンの幻想曲など至高のリサイタルを行っております。

次ページをお開きください。

10月23日、奈井江小学校で学芸会に代わる学習発表会を開催しております。コロナ対策として、各学年の出番は1回、持ち時間の中で音楽や運動などを発表、保護者の

入場も人数の上限、学年ごとの総入替え方式を導入する一方で、学校初となりますオンラインの配信を行っております。

27日、過日、奈井江町文化連盟が母体となって運営をする総合文化祭の実行委員会より、今年度の総合文化祭を中止するとの報告を受け、比較をしますと小規模にはなっていますが、一方で、長期間にわたる奈井江町民ギャラリーを開催しております。

公民館のロビーを会場とするこのギャラリーは、1月中旬までの期間を4つに分けて実施をしておりますが、文化祭に出展したことがない個人の参加も複数あり、サークル活動の掘り起こしにもつながる事業になったと考えてございます。

11月9日、奈井江商業高校で町長と語る会を実施しております。生徒たちからは、かつてのような大型ショッピングモールの出店要望などではなく、町の人を元気づけるためにはという視点を持った幾つかの提案がなされており、関係課による検討が現在進められているところでございます。

12月2日、教育の明日を考える集いを開催しております。奈井江商業高校の生徒さんによる課題研究成果の発表のほか、11月12日に完成をした奈井江町教育ビジョンに登載され、次年度から、その議論をスタートしようと考えておりますコミュニティスクールに先進的に取り組んできた講師を招き、その重要性と仕組みについて学んだところでございます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 町政一般質問

(10時29分)

●議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いいたします。

(1. 2番 大関議員の質問・答弁)

(10時29分)

●議長

2番大関議員。

(2番 登壇)

● 2 番

おはようございます。

それでは、私から一般質問ということで、町長に対して大綱 3 点の質問をいたします。

1 点目は、まちづくり懇談会の検証と今後の課題についてということで伺いたいと思います。

町民の声を聞く場の一つとして町政懇談会から、まちづくり懇談会へ形を変え行っています。議員として毎年参加をしていますけれども、議論が少し低調に思います。

昨年と比べると、テーマの数を絞るなど努力も見られますが、少し盛り上がり欠けるかなと思います。いろんな組織に属している方でも、自分の意見を大勢の前で発表するのは苦手な人もいます。また、一方で、参加者も様々な意見を聞くいい機会だと思います。

このまちづくり懇談会、現在のあり方でよいのか。検証はどこでどのように行うのか。また、今後どのように活発な懇談会にしていくのか伺いたいと思います。

● 議長

(1 0 時 3 1 分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

● 町長

大関議員からのまちづくり懇談会に対する現在の手法の検証と、今後どのような形で活発化させるのかということではありますが、平成 3 0 年度まで、連合区単位で開催してきた町政懇談会については、参加者数が徐々に減少し、地域からも、参加者の確保に苦勞しているとの声をお聞きするとともに、町としても、施策等に対する町民意見の把握や意見交換が十分にできていないのではないかとこの点を課題と捉えていたことから、これらの課題を改善し、町民の皆様との対話がより深まるよう、昨年度から、名称をまちづくり懇談会に改め、町内の関係団体、組織を 3 つのグループに分けた懇談会を開催することとしたところであります。

本年度については、1 0 月 1 2 日からの 3 日間、合計 8 1 名のご参加を頂き、各グループの共通テーマとして、昨年度から議論を進めてきた「ないえ温泉のあり方」の検討状況や、来年度からの実施に向けて検討を開始した「奈井江版生涯活躍のまち」の今後の方向性等について、説明・意見交換を行い、町の重要課題の解決や、新たな施策の検討に向けた町民ニーズの把握に努めてきたところであります。

また、まちづくり懇談会に変更し、2 年目を迎え、開催方法等についての検証・検討を行うため、参加者アンケートを行いました。この中で、「まちづくり懇談会に期待することは何か」との質問をしたところ、「課題についての町の考えや、ほかの人の意見を聞くこと」が 8 6 %、「町政に関して意見や提言をすること」が 3 0 %、「直接町

長と意見交換をすること」が14%との回答結果であり、懇談会の場で、積極的に発言しようとする参加者の割合は、残念ながら低い状況にあります。

しかし、その一方で、アンケート調査の自由記載欄に、「初めての参加で、町のあり方などがよく分かりました」という意見や、「今日のテーマを家に帰って、家族で話し合ってみたいと思います」という意見も頂いており、まちづくり自治基本条例の基本理念である町民参加、協働のまちづくりを進めるためには、町民の皆様への積極的な情報提供と対話を継続することが、町政への関心や理解の深まりにつながるものと改めて感じたところであります。

引き続き、町民の皆様に、町の課題や取組を広く知ってもらう大切な場面の一つとして、来年度もまちづくり懇談会を開催していきたいと考えておりますが、開催に当たっては、町民の皆様から、話しやすい、分かりやすいと言われるよう、今後とも、グループ分けや参集範囲、場所、時間、資料など様々な創意工夫を重ねるとともに、まちづくり懇談会と併せて創設したタウンミーティングの制度なども有効に活用しながら、町民の皆様と共に考え、行動するまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(10時35分)

大関議員。

●2番

ありがとうございます。

ほぼ町長と認識が一緒なので、今後、しっかりと進めていただきたいと思います。

私どもの議会でも議会懇談会というのを行っていまして、今年から、グループ討議という形を変えて行いました。初めての試みだったのですけれども、まちづくり懇談会から見ると人数も少ないのでよかったのですが、我々が期待する以上に、町民の方からいろんな意見を頂きまして、これは、1テーブル、七、八人ぐらいですので、車座になって行ったので、非常に意見、議論が飛び交いまして、非常にいい経験だったと思います。

今年は議会懇談会ではテーマを4つ設けましたが、これではちょっとテーマ数が多過ぎて、時間1時間半では足りないぐらいでした。

まちづくり懇談会も、ミーティングという会議の進め方ではありますが、いろんなものを見ても対面式で座ると、やはり緊張感が発生するということでもありますので、丸く座ると和やかになるということもあります。

でも、まちづくり懇談会でいくと人数が多いので、なかなか円卓でやるということにはならないと思いますが、先ほどの町長の答弁の中でアンケートを取った人の中には、参加してよかったという意見もあったと思いますので、できれば、このまちづくり懇談会からタウンミーティングにつなげていけるような少人数での議論になり、活発な議論ができるような方向性にしていってはいかがかなと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長
町長。

(10時37分)

●町長

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

まず、今回のアンケート調査でもあったように、町の大きな施策、方向性だとかを、やはり広く示し聞いていただくという場として、まちづくり懇談会というのは、やっぱりどうしても必要だろうなというふうに思っています。

ただ、そういう形であればあるほど、多くの人に参加してくれればくれるほど、グループ討議的な形になりませんし、意見が出にくくなるのも実態であります。そういうことも勘案した中でのタウンミーティングのような場も設けて、仕組みは設けてはいるのですが、残念ながら、昨年今年とコロナの状況もあって、なかなかその開催が進んでないのが実態であります。

先般、議長、副議長から議員懇談会の状況もご報告を頂きましたし、活発な意見が出たよということでもありました。非常に参考になりますし、そのとおりだろうなと思っております。

先般も、議員もご出席いただきました農業者とのタウンミーティングにおいても、やはり車座ということもあって、私としては、本当に充実した時間が得られたのかなというふうに思っております。

今後、この今のコロナという状況が少し落ち着いている中でもありますし、今後、さらに、当然落ち着いてもらわなければならないのですが、私どものほうからもある程度積極的に、団体だとかそういうところに呼びかけをして、タウンミーティングのようなことで意見交換できる場をつくっていききたいなというふうに考えていますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長
大関議員。

(10時39分)

●2番

今後もしろいろ検討していただきまして、活発なまちづくり懇談会になることを期待して、1つ目の質問を終わりたいと思います。

2点目については、今年の米価下落に対して何かできないかを伺いたいと思います。

今年の作柄については、作況指数、全国100、北海道108で全国1位の豊作でありました。全体的には、昨年同様、西日本が悪く東日本がいい結果でありました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、経済や消費の低迷が続き、米、砂糖、牛乳等が大きく影響を受けており、特に米価は全国的に下がっています。

次年度の需要量も発表し始めていますが、現在のところ670万トンぐらいで調整し

ているようであります。

また、農政改革も継続するようではありますが、先日、水田活用の直接支払交付金の見直しが決定され、交付対象が今後5年間に一度も水張りが行われていない水田については除外ということもあります。

米が余っている状況や、ブランド化を目指す地域にとってこの対策は、矛盾や怒りを感じるし、厳しい状況は今後もますます続くかなと思います。

当町の作柄ですが、作況指数どおり、JA新すながわライスターミナルでは、もみの受入量については過去最高でありました。しかし、高温障害の影響によりまして製品歩留りは悪く、収量については平年並みか、それ以下であります。

大規模農家ほど影響は大きく、減収は免れません。日頃より当町農業には様々な支援を行っていますが、今年の米価下落対策として何かできないか伺いたいと思います。

●議長

(10時42分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

今ほど、今年の米価の下落対策ということであります。

米の需要につきましては、人口減少や食生活の変化によって減少傾向が続いております。加えて、昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外食の自粛など、米の消費量が減少したことによって、米の過剰在庫が発生し、全国的な米価下落を招いているところであります。

令和3年産の米の出荷に対して、生産者に支払われる概算金は、品種によって約8%から19%の大幅な減額となりましたが、このことについて、本町としても影響額の試算を行っておりますが、約1億9,000万円と見込んでいるところであります。生産者の経営は大変厳しい状況にあると認識をしております。

国においては、過剰米の対策として、主食用米の生産を抑えるために、飼料用米への作付転換と、転作への支援を拡充するなどの取組を進めてまいりましたが、在庫はさらに増え、今後における感染再拡大への懸念など、米の需要の先行きは極めて不透明な状況となっているところであります。

現在、農協において、米価下落などによる農業者の収入減に対し、当面の資金繰りに対応した国の支援策である融資制度の活用に向けて取りまとめを行っていると同っております。

町といたしましては、道内有数の米の産地として、側面からの支援ではありますが、奈井江産米のPRやブランド確立に向けた支援を行っておりますが、米価下落に対する支援については、コロナ禍による影響が大きな要因となっており、地方自治体が直接的な支援を行うのではなく、日本の農業経営を守るため、需給安定に向けた対策など、国の責任において対応すべき問題であり、今後における国の対応について注視してまいり

たいと考えております。

現在、米価の下落をはじめ、地域農業を取り巻く環境は多くの課題を抱えておりますが、生産者の皆さんが将来にわたり意欲を持って営農できる環境に向けて、国の動向や地域の状況を踏まえつつ、行政、農協、生産者、それぞれが長期的な展望を持ち、計画的に取り組んでいくことが必要であります。

先般、町内のアグリアドバイザーの皆さんとタウンミーティングを開催し、将来目指すべき奈井江町の農業の姿について議論を行ったところであり、町といたしましては、今後も農業者の皆さんと直接対話を行うとともに、今年度からふるさと応援寄附金の一部について積立てを行う農業担い手育成基金の活用も含め、本町における農業の振興発展につながる支援について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長

(10時46分)

大関議員。

●2番

ありがとうございます。自治体で具体的には無理だということではありますが、1つ例を出すと、青森県の蓬田村というところがありまして、人口2,600人ほどですが、今回の米価下落対策として、主食用米農家へ10アール当たり5,800円の補助、村全体として2,800万円の補正予算を組んでお配りをするということをやっているところもあるようであります。

奈井江町としては非常に財政が厳しいので、それからまた、先ほど言われた担い手育成基金もありますけれども、これの使用についても今回にはやっぱり該当しないのではないかなと個人的に思います。

しかし、今回の米価下落によって、全国的には離農がさらに進むと考えられますし、農協の概算金であります、平均で2,000円下げていますけれども、通常の年であると追加払い等があって、基本的には少しではありますが値上がりするのですが、今年については追加払いもあまり見込めませんし、コロナが収束して経済が相当よくなれば上がるんでしょうけど、それもなかなか見込めません。

先ほど町長から答弁があったとおり、北海道では水張り面積を守るために飼料用米への転換を進めていますが、国については、新年度から産地交付金は新規分については対象外ということで、この辺についても非常に厳しい状況が続きます。

ですので、新すながわ管内でも、奈井江町でも2,000俵出す農家もちらほらありますけれども、今年については、ぱっと計算しても2,000俵掛けるマイナス2,000円で400万円の減収になります。ですので、非常に農協でコロナの資金融資を始めていますけど、今後、農業経営がよくなっていくのであれば本当にありがたいんですが、来年もこの調子だと非常に厳しくなるのは目に見えています。

自治体としてはなかなかお金の補助は無理ということでもありますけれども、新年度に

向かって行政として何か町として応援してるよという形を見せるべきではないかなと思いますけど、この辺について町長の答弁を求めたいと思います。

●議長
町長。

(10時48分)

●町長

ありがとうございます。基本的認識は全く議員と同じであります。担い手育成基金は、先ほどの答弁でも申し上げましたけど、私はやはり、繰り返しになりますが、将来的な奈井江町の農業をいかにしっかりとしたものとするか、そういう形での対応を行政として、奈井江町としてすべきだというふうに思っているということでもあります。

今回の米価の下落ということに対しては、やはりこれはもう一定の農業所得を確保するというを前提としたときに、これを地方自治体が永続的にやるということにはならないという基本的な私としては認識を持っておりますので、そうだと考えると、やはりこれは国としての消費の拡大であったり、あるいは、国が農業全体に対してどういふ方向性を出して守るかという、食を守るということですね、食料生産を守るということに取り組むのかということが一番のベースになるのかなというふうに思っていることからの話であります。

蓬田村の話、あるいは他の市町でも今検討が進めているようでありますが、恐らくこれもコロナの影響によるという視点から捉えたときの交付金の活用だとか、そういうことについては考えるかもしれませんが、繰り返しになりますが、永続的にこれを毎年、農家所得の補填という形で行政として取り組むというのは、私としてはちょっと違うのかなというふうに思っているところであります。

そういう視点から、逆に減収対策ということではなくて、繰り返しになりますが、本当に将来を見据えたときに、先ほど申し上げた奈井江町の担い手基金の活用だけではなくて、何らかの支援策が必要なのかもしれません。これを先ほど、先般も農業者の人たちとお話をさせていただいて、具体的に皆さんどういふことを支援してほしいのか、そのことをみんなでこれから話をしていかなければならないのではないかとということ私のほうからも提起させていただきました。しっかりと農家の人たちの意見を聞いて、これを農協等々、関係機関と詰めてやらなければならないものはしっかりとやっていく。そのスタンスで臨みたいと思っております。よろしく申し上げます。

●議長
大関議員。

(10時51分)

●2番

分かりました。減収対策については、行政としては無理だということですがけれども、これからいろんな形で農協は応援していくということでもありますので、我々からも具体

策を出して、これからも農業を応援していただきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

これで2点目の質問を終わります。

3点目の質問に移ります。奈井江町の特産品の検討について伺いたいと思います。

先日、某テレビ局で、道内の市町村応援番組が放送されましたが、当町も参加をしておりました。ゆるキャラもいなく、特産品もなく、インパクトが弱い印象を受けました。

知名度が低いと様々な施策にも影響が出ると思います。町内では、6次産業化に向けて加工品をつくっている農家もあり、その方たちも応援していかなければならないと思いますが、町を挙げての特産品の検討もするべきかと思います。

J A関係者でも検討をしていますが、なかなかいいアイデアが浮かびません。関係するそれぞれの組織でも検討は行っていると思いますが、なかなか前に進んでいない状況かなと思います。

町内には、高品質な農畜産物がたくさんあります。これを使わない手はないと思います。

そこで、様々な業種の方々が集まって、将来の奈井江町の特産品を考える会などを検討してはどうかと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

●議長

(10時53分)

答弁を求めます。町長。

●町長

奈井江町の特産品の検討についてということであります。

本町を代表する特産品につきましては、ゆめぴりかを中心とした米をはじめ、メロンやトマトなど、全国的に高い評価を得ている農産物に加えて、農業者自らが製造・販売を行っているトマトジュースやジャムなどの加工品があるなど、本町には様々な優れた特産品が存在し、改めて申し上げるまでもなく、全て生産者のこだわりや長年の努力によって生まれた特産品であると認識しているところであります。

また、本町の特産品は、ふるさと納税の返礼品として提供いただいておりますが、今年度の寄附件数の約4割が米以外の返礼品によるものであり、いずれも魅力ある特産品であることを証明している結果と考えております。

現在の特産品については、地元生産者のアイデアと工夫によって商品開発に取り組み、生産から加工販売に至るまで意欲的に取り組んでいただいておりますが、改めて町内一体となって地域資源の掘り起こしを行い、新たな農産物や加工品などの特産品を見いだしていくことが、ふるさと納税への貢献とともに、地場産業の育成など、さらなる地域の活性化につながるものと考えております。

そのためには、行政をはじめ、農協、商工会、生産者、地域住民など、関係者が共通認識を持ち、知恵を出し合うなど、相互に連携していくことが大切であり、既存の特産品に対する情報発信と併せて、観光と結びつけた取組も必要であると考えております。

異業種による検討会の設置につきましては、特産品だけにとらわれず、本町における地域経済の活性化や地場産業の振興に向けた異業種間による幅広い分野での連携について、どのような方法で深めていくか検討を行ってまいりたいと考えております。いましばらくお時間を頂きながら、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(10時56分)

大関議員。

●2番

前向きに検討ということで、ありがたく受け止めたいと思います。奈井江町というのは本当に知名度が低い。私だけかもしれないですけど、知名度が低いなといろんなところで感じますけど、移住対策ですとか定住対策にも知名度が低いというのは影響すると思いますので、何かPRする場面をいろんな場につくってほしいと思います。

農協でもいろんな特産品の検討はしていますけれども、これは農業者だけだとどっちかという、概念が固まっているというか、いろんなアイデアが本当に出ないです。ですけど、いろんな人を招いていろんな話を聞いていると、例えば、お米から何か成分を抽出して化粧品をつくるとか、本当にいろんなものが可能性としてあるのです。ですので、最近ではアレルギーの人が多いため、グルテンフリーの商品、これは米粉には含まれていないので、そういう商品を開発するとか、考えるといろんなことができるようがあります。

次年度から日本ハムの応援大使も奈井江町に2名決まりましたので、そんなことも含めて、ぜひとも奈井江を挙げた特産品づくり、異業種の交流会をぜひとも早めに創設していただいて、いろんな議論を交わしていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長

(10時58分)

町長。

●町長

ありがとうございます。先般、先ほどの一般行政報告でも教育長のほうからもありました、奈井江商業高校で町長と語る会があって、そんな中でもいろんな形の発言をしたよということもありましたし、高校生の中から、そのときだけではないですけど、ゆめぴりかを使ったメニューを、ゆめぴりかは当然ご飯ですけども、それに合うおかずだとかということも含めてだと思いますが、そんな形のことも考えたい、考えているみたいなきともありましたし、昨日、奈井江小学校で5年生の参観日をちょっと見させていただきました。子供たちの研究テーマがゆめぴりかで、全国でどれぐらいの順位にいるのか。2位ということですが、そして、どれぐらいの販売額があるのかとか、いろんなことを子供たちが関心を持って勉強してくれているんです。本当に今度

近々、小学校でも町長と語る会が近々小学校でもあって、今、どんな組立てをするか考えているようですし、そこでも恐らくそんなゆるキャラだとかも含めた提案があるかもしれませんよというようなことを校長先生がおっしゃっていました。要は、本当に子供たちも含めてみんな、奈井江町をどうやってPRしていくかということを実際に考えていただいているなということを感じております。

お米を使って何か例えば化粧品みたいなものをとということもありましたけれども、これもすいません、かなり昔の、うろ覚えですが、ユーカーラという品種がありましたけれども、今風でいうとおいしくないけれども、ぜんそくとかに効果があるよということで、十勝の一部で作付が再開されたとかというようなこともあったり、新しく作り出すこととか、今あるものを活用することとかって、まさに議員がおっしゃったとおり、いろんな発想、着眼点を持っていかないとそれができない。それは、先ほど私が答弁させていただいたとおり、本当に多くの人たちに参加していただいて、知恵を結集してできればいいなと思っています。できる限り、そういうチャンスをとるか、話し合う場を少しでも早くできるように私なりに努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

●議長 (11時01分)
大関議員。

●2番
非常に前向きに考えているということで理解したいと思います。本当に異なった職種の方で、男性、女性関係なく、年齢も関係なく、いろんな人が集まることによって様々なアイデアが出ると思っていますので、奈井江町にすばらしい特産品ができることを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

●議長
以上で、大関議員の一般質問を終わります。
ここで、この時計で10分まで休憩といたします。
(休憩) (11時01分)

(2. 4番篠田議員の質問・答弁) (11時10分)

●議長
会議を再開いたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
1番、篠田議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。私は、町立国保病院の経営に係る3項目についてお伺いしたいと思えます。

まず、1つ目ですけれども、病院の経営改善等に対する取組であります。

1点目は、6月定例会の一般質問で病院のあり方検討委員会からの答申に対する取組についてお聞きをしましたが、6月定例会以降の今年度のその後の取組状況について、それと、介護医療院への病床転換について検討を進めるという回答がございました。その点を含めお伺いしたいと思えます。

2点目は、次年度以降に取り組む内容として、一つは、その答申関係で取り組む内容、それと、もう一つは、現在の病院が新築をされて26年経過しておりますが、これまで、平成26年に大規模改修工事が行われ、外壁、屋上防水の外回りを改修しています。平成28年には、サービス付高齢者向け住宅化一式工事が行われ、3階部分だけ内部改修がされておりますが、ほかの階については、内部改修、暖房ですとか給等関係の配管は改修がされておらず、老朽化による漏えい等があり、改修計画を立てなければならない時期に来ているかと思われまます。

病院経営も大変な中での設備改修は大変なこととは分かりますが、建物の延命を図る上においては避けて通れないものと思えます。今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思えます。

●議長

(11時13分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員から、町立国保病院の経営改善についてということであります。

まず、1点目のあり方検討委員会の答申に基づく6月定例会以降の取組ということですが、7月には院外薬局が開局したことから、現在は院外調剤へと切り替えたことによる薬品在庫の適正化を進めているほか、必要な病衣や日用品、おむつなどが定額で提供される入院セットの導入など、院内他部門に対する職員の人的な業務支援の取組など、経営改善や業務改善につながる取組を順次進めてきております。

ご質問の介護医療院については、患者さんの状態に合わせて、より有利な入院基本料を適用できる病床種別を組み合わせることで、収益の増加が見込まれるということで、介護医療院を含め、病床の転換が答申されました。

このことから、病床を転換した場合の収益や費用の変化について、令和2年度の入院患者のデータを基に試算をし、検討を行ったところであります。

その結果として、現在の医療療養病床に地域包括ケア病床、介護医療院を組み合わせる場合、収入は増加しますが、それ以上に費用が増加することから、逆に収益が低下する試算となりました。

また、現在の医療療養病床に介護医療院を組み合わせる場合については、ある程度収益の増加を見込むことができるという試算となりました。

これにより、一部の病床を介護医療院に転換することも考えましたけれども、転換に係る補助金の申請期限が7月ということでありまして、院長退職後の医療体制、そして病床稼働率、患者の状態等の変化が全く見通せないタイミングであったことから、令和3年度中の転換は見送ることとさせていただきます。

一度、介護医療院に転換すると元に戻すことができないということでもありますから、引き続き状況をしっかりと分析しながら、転換について判断していきたいというふうに考えております。

次に、次年度以降において、あり方検討委員会の答申による加算算定などの準備に取り組んでいるほか、経営改善につながるその他の取組についても、準備が整ったものから順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、施設について、ご指摘のとおり、建築から27年近くたっている状況で、経年劣化による施設・設備の故障も増加しているのは議員ご指摘のとおりであります。

このことから、公共施設の適正化の管理計画等々も勘案しながら、まずは、発生状況等を適切に把握して、今後、計画的に対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(11時16分)

篠田議員。

●1番

6月の定例会以降、介護医療院の部分もいろいろ検討されて、今年度については、ちょっと見送りというようなことのように思いますが、次年度以降に向けて、検討できるものは検討していくということをやっていただければなと思っております。

今現在、入院患者をお聞きますと、かなりの入院患者がおられて、最近は、42名程度になっているということですが、砂川市立病院からも随時、入院が紹介を受けているというようなことで、入院のほうはそれなりに来ているのかなと思っておりますけれども、外来がやはり落ちているというようなことで、大変苦労されているのかなとも思われます。いずれにいたしましても、経営改善につながるような形で種々検討をして取り組んでいただきたいなと思っております。

内部の配管関係、かなり老朽化してきているような状況のようですので、ぜひ、この部分については、内部で検討をしながら、早期に実施をしていくような方向で検討をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、その点についてもう一度よろしく願います。

●議長

(11時18分)

町長。

●町長

繰り返しになりますけれども、ご指摘のとおりで、まず、老朽箇所の点検等々というものをきちんとした上で取り組みたいと思っていますし、できれば、そういうことに対する財源の確保等についても、国だとかそういうところにも求めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長

(11時18分)

篠田議員。

●1番

次に、2点目になりますけれども、院長の後任についてでございます。

町立国保病院の前院長が6月末をもって退職され、現在は副院長が院長代行として務めていただいておりますが、その後任について、北海道大学病院の医局や連携する砂川市立病院に相談しているとの回答がありました。その後の状況についてお伺いしたいと思います。

●議長

(11時19分)

町長。

●町長

院長の後任人事ということではありますが、第2回の定例会での報告させていただいたとおり、北海道大学病院の医局ほか、関係する団体などにも、後任医師の採用に向けた協力をお願いしており、春以降数回にわたり、お伺いしながら状況を確認させていただいております。

病院長の採用ということで、状況は大変厳しいと伺っているところでありますけれども、これからが各病院の人事の時期であるということから、引き続き関係機関と情報を共有しながら、派遣医師の安定確保の視点も持って取り組んでいきたいというふうに思っております。ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(11時20分)

篠田議員。

●1番

北大のほうには何回か訪れて要請活動もされていることとは思いますが、院長のみならず派遣医師も当町にと病院にはお願いをしている状況下にあるようです。

新年度に向けて、今年度については、派遣医師については間違いなくやってくれるというようなお話のようですが、次年度以降について、どのようになるのか、今の分かる

範囲でいいですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長 (11時21分)
町長。

●町長
正直申し上げて、今、分かっていることは全くないのですが、北大の医局の今野教授との会話の中で、とにかく教授も頑張つて、今、あちこち当たっているという話を頂いているということでもあります。

実は、私自身も同じ北大の医局ではないですけれども、呼吸器内科のある病院の副院長先生にちょっと声かけをさせていただいて、関心を持っていただいたんですが、内地出身ということで、内地のほうに帰るといふことで、いろいろご相談の結果、断念をしたこともございます。

いずれにしても、いろんな関係性を探しながら、とはいいいながら、どんなことがあつても、北大第一内科との関係性を柱として人事構成していかなければいけないということとは避けて通れないことですので、ご理解を頂きたいと思ひます。

あわせて申し上げますと、現下のコロナの状況の中で、呼吸器科のニーズというのが物すごく高くて、繁忙を極めているということから、呼吸器科を目指す若いお医者さんがいなくなるのではないかというような逆な懸念も持っているようでもあります。とにかく、今の状況を本当に申し訳ございません、つかみ切れないうですけれども、引き続き連絡を密にして対応に当たりたいということでもあります。よろしくお願ひします。

●議長 (11時23分)
篠田議員。

●1番
それでは、後任の院長の部分、それと派遣医の部分については、今後も継続して要請活動をお願いしたいなと思ひています。

次に、最後になりますけれども、特色ある取組として進めてきた開放型病床についてお伺ひしたいと思ひます。

一つは、休止に至つた経過、2つ目は、町立国保病院に入院、介護施設等に入所されている方々への対応、3つ目は、地域医療連携運営委員会での協議については、以上3点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長 (11時24分)
町長。

●町長

開放型共同利用の病床の休止についてのご質問であります。

開放型病床については、病院の建替えに当たって地元医歯会との協議を重ねていく中で、医療への安心感を高める取組として準備が進められ、平成6年7月より運営を開始しております。

ご質問にもあったとおり、当町の医療における特色ある取組であり、守っていくべきものとして、これまで、医師や看護師、病棟体制の変化などがありながらも維持してまいりました。

このような取組を今回休止させていただくことは大変残念なことと思っておりますが、小西院長が6月末をもって退職することとなり、7月以降の病院運営について検討を進めていく中で、やむを得ず休止の判断をさせていただいたものであります。

院内会議により検討をした結果として、常勤医が1名減少する中で、外来診察の枠や企業からの健康診断の受入れ、入院患者の受入れなど、継続しなければ患者さんに多大なご迷惑をおかけするものについては、従来どおり続けることを基本とし、それ以外の事業については関係先との協議の上、対応を検討するものいたしました。

医師が減少し、看護職員も定数ぎりぎりの人員で病棟を運営している状況において、複数の医師が関わり、カンファレンスにより治療方針を決定するなど、医師等の業務負担の大きい開放型病床を休止することで、少しでも医師等の負担を軽減し、病床稼働率などを維持していきたいと考えたところであります。

休止する場合には、これまで開放型でご利用いただいていた患者さんの診療や、今後入院する開放型の対象となる患者さんの受入れについても、当院の医師がしっかりと対応することを確認した上で、開放型病床を休止する方向で協議をさせていただきました。

休止に向けた手続として、本来は地域医療連携運営委員会を開催し、協議を頂くべき課題であったとは思いますが、院長退任後の医師人事に係る関係機関等への協議を先行して進める必要があったことから、時間的にも、会議の構成的にも、会議を開催することは難しいと判断し、私から直接、関係する先生たちに協議をさせていただき、了承を頂いております。

これにより、病床の共同利用は休止させていただいたところですが、検査施設や高額医療機器の共同利用については、従来どおり利用を頂いております。

なお、今後、院長の後任医師の採用が決まるなど、環境に変化が生じた場合は、地域における医療提供の議論などを踏まえながら、開放型病床の再開も含め、関係機関と十分に協議してまいりたいと考えております。

●議長

(11時27分)

篠田議員。

●1番

この町立病院が本当特色ある取組として、うちの町だから開放型の共同利用が、逆に、できたのかなとは思われます。それに対して、町民の方も開放型病床が休止されたのは

残念ですとか、開放型病床の休止についての説明がないですよという、そんな話が議会懇談会の中でもありました。

院長の退任の挨拶と、新しく院長代行してくださる方のご挨拶は広報に載っておりますけれども、この特色ある取組であります開放型病床の部分については、何も広報では触れていなかったのかなと思います。

もっと町民の皆さんも知りたいという部分もありますし、その辺を今後、やはりきちんと対応していただきたいなと思うのと、入院されている患者さん、それと、施設に入所されている方々、皆さんがこの内容をきちんと分かるような形で対応されているのか。

それと、この開放型病床の部分では、地域医療連携運営委員会、これは条例で設置をされている委員会ですけれども、開くいとまがなかったというか、なぜそうなのか。確かに、いろいろと手続とかあったでしょうけれども、やはりいっの一番にここに協議をしてもらって、先生方で対応について協議をして、皆さんが理解した中で取り組んでいかなければならなかったのではないかなと思うところです。これが、一番、やっぱり大事ではないかなと思います。

この奈井江の町民の皆さん方の医療の部分のうち町立国保病院と開業医の先生方、皆さんが共に診ていこうということでスタートした開放型病床でもありますし、その辺を考えていった場合、きちんと対応していかなければならないですし、今後のコロナのワクチン接種についても、今度3回目年明けから始まってくると思われます。

そんな中で、やはり開業医の先生方と町立国保病院が一体になって対応していかなければならないことかなと思いますけれども、それらの部分の対応も含めて考えていった場合、やはり奈井江医歯会とはきちっと連携を取っていかなければならないことかなとは思われますけれども、再度、ご答弁を頂きたいと思います。

●議長 (11時31分)
町長。

●町長
議員のご指摘を真摯に受け止めたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、それらの状況をお互いに開業医の先生方にきっちり説明をさせていただいて、ご了承いただいて今に至るという状況だと私は認識をしております。

そして、7月以降、もう既に5か月たっておりますけれども、おかげさまでうちのスタッフもしっかりと対応してくれていることで、これらの患者さんに対するトラブルもなく進んでいるというふうな認識を持っております。

いずれにしても、そのことに関して、今回の状況については私の責任で判断をさせていただきましたが、議員がおっしゃるとおり、少しでも町民に理解を頂くように努めていくことも大変重要なことだと思っておりますので、真摯に受け止めさせていただきます。

●議長

(1 1 時 3 2 分)

篠田議員。

● 1 番

ぜひ、奈井江のこのまちづくり、本当に町民一丸となって進めている、取り組んでいるまちづくりでもありますし、そんな中で、地域包括ケアという形で、また、病院もきちんとやっていかなければならぬ、そんな中で、奈井江医歯会とうまくやっていかなければならないことと思われまますので、ぜひ共通理解といいますか、誤解のないような形で取り進めるように、行政のほうも対応していただきたいと思ひます。お願いだけ言わせていただきます。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

(休憩)

(1 1 時 3 3 分)

(3 . 4 番遠藤議員の質問・答弁)

(1 1 時 3 3 分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

4 番遠藤議員。遠藤議員。

(4 番 登壇)

● 4 番

4 番、遠藤です。大綱 1 点、町長に質問をいたします。

町立国保病院の経営についてということで、1 つ目は、あり方検討委員会の答申を受け、改善を行った状況と今後の改善計画の考えについて、2 つ目に、開放型共同利用での病床休止についてということで町長にお伺いしたいと思ひますが、篠田議員と質問の内容がほぼほぼ同じということもあり、先ほどから町長の答弁も聞いておりましたので、重複を避けて私なりの質問をしたいと思ひます。

余談になりますけれども、10 月の議会懇談会では、国保病院に対する様々な意見が寄せられました。町民の方からは、名医と言われる医師を呼び、地方からも人が来るような病院にしたらいいのではないか。また、今では脳や心臓の疾患を持っている人が多いため、専門医がいてくれるといい。温泉は諦めるので、病院はしっかりやってほしい。また、経営が赤字だからといって規模を縮小したりせずに継続してほしいというたくさんの意見も寄せられました。町民の方々は、病院経営が大変な状況にあるということはよく理解をしている反面、将来を不安に思っている状況です。

今では、外来の患者数は年々わずかに減っており、病棟では昨年、一時期はどんと減少した時期もありましたが、良好な状況と伺っています。しかし、私は、昨年からコロ

ナの感染症の影響もあり、砂川市立病院からの紹介が増加し、国保病院の入院患者が増えたとも私は見えるのです。感染症が落ち着いてきたならば、今度は砂川市立病院も患者さんを抱え込んで、今後、奈井江に今までのように患者さんを紹介してくれるという、そういうふうにはなかなかいかないのではないかなというふうな思いもあります。

1つ目として、今後、病院経営の改善策として、先ほどから町長答弁がいろいろありましたけれども、将来は高齢化が進む中、訪問看護や、また新たに訪問リハビリなどの考え方についてお伺いをしたいと思います。

訪問看護は一日平均2.8人と非常に少ない状況で、点数も少ない。そんなところですけれども、患者さんがいないのか。人手がないのか。ここをもう少し幅を広げることができないのか。実際にどれくらいの需要があるか分かりませんが、答弁をお願いしたいと思います。

訪問リハビリには、専門の資格を持つ人が必要です。病気やけが、老化によって衰えた身体機能や体力を取り戻すことはもちろんですが、その家族も含めて心理的なサポートも行っていくと言われていています。これまで人手不足の状況は、私が議員になってからずっとと言われております。今も状況が変わらないようですが、人手不足のままだと、決してこれ以上の期待はできないのかな、スタッフがある程度そろってこそ、新たな仕事の幅も広げていけるのではないかなというふうに思っています。

それと2つ目です。開放型利用の病床休止について。

町民の方々は、国保病院として特色のある病院だったのに残念だという声も聞かれました。しかし、高齢者の方々は、人生の最後は都会に行って高度な治療を要しなくても、住み慣れた奈井江の町でかかりつけ医の先生にお世話になって、安心して最期を迎えたいと願っている方もおります。

開放型病床については、あり方検討委員会の中での答申書の中では触れておりませんが、これまで開業医に関わる患者さんがいて病床数が確保されていたのだと思いますが、休止によってますます入院患者の空きが出てくるのではないかと考えられますが、影響はないのか。また、町民の願いに寄り添って再度検討の余地はないのか。町長にお伺いたします。

●議長

(11時38分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの病院経営のあり方ということでのご質問であります。

1点目の病院のあり方検討委員会の答申に基づく経営改善の結果状況と今後の考え方ということですが、先ほどの篠田議員の質問で答弁させていただいたとおり、様々な取組を進めているところであり、加算の算定など、まだ準備段階で実施に至って

いないものもありますが、今後も答申に基づいて取り組めるものについては積極的に進めてまいりたいと考えております。

経営改善の結果状況とのことでありますけれども、委託業務の見直しや眼科診療日数の削減、院外薬局への切替えについては、おおむね想定していた改善効果が得られていると考えていますが、取り組み始めてから期間が経過していないため、まだ明確に結果をお伝えできる状況ではないということについてご理解を頂きたいというふうに思います。

訪問看護の充実と訪問リハビリの実施ということでは、高齢化の進む地域においては必要なサービスであり、当院としても体制を整えながらサービスの提供を行っています。

訪問看護については、現在常勤2名体制ですが、主に当院と砂川市立病院の医師の指示により訪問を行っています。患者さんの病状により対応できない場合を除いて、希望者にはサービスの提供ができています。

今後は、あり方検討委員会の答申にもあるとおり、制度に関する啓発を行うなど、必要な方にサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の開放型共同利用病床の再開の考え方についてですが、休止の判断に至った経過については先ほど申し上げましたので、そのとおりであります。

開放型病床の休止が入院患者数に影響するのではとのご質問ですが、令和2年度における当院に対する入院患者の紹介や相談のうち、約88%は砂川市立病院からであり、連携医療機関として、現在も当院の病床の空き状況を確認しながら、安定的に紹介を頂いております。

先ほど申し上げたとおり、開放型病床の休止は、入院患者数の制限等を行わないために行うものであることから、多くの患者さんに入院いただけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

町民の願いに寄り添い、早急な再開をとということですが、町民の皆さんからそのようなご意見があることについては私も承知をしており、可能であればそうあるべきというふうに考えておりますが、勤務医が1名減少するということは病院にとって非常に大きなことであり、先ほど申し上げたとおり、医師や看護師の負担を少しでも軽減するための対策であることから、現状において直ちに再開することは難しいと考えております。

引き続き、院長の後任となる医師の採用に努めるなど、再開に向けた環境を整えられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長

(11時42分)

遠藤議員。

●4番

訪問看護には、平成19年の資料を見ましたけれども、この頃には大体8人から9人ぐらいの患者さんがいました。それから見ると、今では十二、三年経過しているので、

高齢化率も多分上がっていると私は思います。それと同時に、訪問看護を受けられてもよいような患者さんも、その当時から見ると、本当ならいるのではないのかなという気がいたします。今では3分の1程度の患者さんになっているので、そこら辺は町としてどのように思っているのかなという思いもありましたし、開放型の患者さんも当時から見ると結構な人数が減っている。そんなことを見させてもらったときに、現状はひょっとして奈井江の町民の高齢者の方、お元気であるのかなというふうな思いもあり、そして、人手不足で、先ほどはそんなことはない、受けたい方にはもう万全で訪問看護を受けてもらっていますという話ではありましたが、今、そういった受けたい人がいるのに受けられないという、そんな状況は先ほどの話から聞くといないのかなとは思いますが。

でも、高齢化が進んでいく、そして、そういった介護を必要とする患者さんも本当はいないはずがないのじゃないかなと思ったりするのですけれども、そこら辺は町長、分かればお話を頂きたいのと、これまで経営改善として院外薬局も導入しました。それと、眼科も診療日数を減らして、その成果もそれなりに上がっていますということでした。そして、当然ながら、先ほど監査委員からの報告もありましたが、材料費の価格や委託契約など、他社との見積り合わせ、そういったことで費用の削減をしていくということも大事なのだろうなというふうに思っています。

これから大変だ、大変だといっても、一番大変なのが人手不足ということも言われておりますので、そこら辺の町長の人手不足、医師の確保に頑張っているんだというふうなお話もありましたが、もう一回お話しいたきたいと思えます。

●議長
町長。

(1 1 時 4 5 分)

●町長

まず、訪問看護の関係ですけれども、受けたい人を見落としているのじゃないかというご指摘かと思うのですが、これはすいません、私どもが判断するというよりも、医師が訪問看護の必要性があるのかどうかの判断の下に処方することになるわけですので、今現在としては、できれば受けたいという方はいるのかもしれないけれども、そこに対する医師の診断といえますか、そういうことが出ていないという、出ている人に対してはちゃんと対応しているということですので、ご理解を頂きたいと思えます。

ただ、議員がご指摘のように、これから在宅だとかいろんな形の中で、訪問看護だとかそういうものが、訪問介護も含めてですけれども、必要になってくる、そうすべきでないかという世論といえますか、そういうのがあることについては私も十分認識をしております。今、できる体制の中でしっかりと対応できているというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

もう一つ、医療スタッフがいないから診療ができないのではないかとか、あるいは、今言ったようなこともできないのではないかとということなんですが、これは正直申し上げて、私どもがスタッフの確保をしないということではなくて、もう全国的な話ですけれ

ども、医療だけではなくて、介護スタッフも本当に少ない状況で、実は今も私どもも職安といえますか、そちらのほうにいろいろ募集をかけたりはしてやっていますが、本当に人材が少ないということでもあります。できる範囲の中でしっかりと対応していくように努めてまいりたいと思います。

●議長

(11時47分)

遠藤議員。

●4番

先程の町長の説明でよく分かりました。ちょっと誤解があったかもしれませんが、すいません。

また、開放型病床は今後、私は人口減少がさらに進行していく中で病院経営はますます厳しさが増してきて、開業医との連携が一層必要ではないかなという気が私はしております。先ほど町長からいろんなお話を頂いて、事情もよく分かるのですけれども、現在も人手不足の中で職員が一生懸命働いていることも課のほうからもよく聞いておりますし、町として医療に対する思いに共感してもらえる、そういう人材の確保と院長候補を迎え入れるためには、町長の手腕にかかっているんだと私は思います。そこら辺を町長、お願いいたします。

●議長

(11時48分)

町長。

●町長

すいません、なかなか期待に添える手腕がなくて申し訳ないんですが、開業医との相互理解というのは、これはもうどんなことがあっても避けて通れないというのは絶対必然なことだと思っています。

議員もご承知のこととは思いますが、開業医のいわゆる1次医療と2次医療の関係性だとかそういうことも含めて、そして、地域医療全体の課題を今後どう整理するのかということが問われて長くあります。この地域でいえば、2次医療圏である中空知の医療圏の中で地域医療再編の議論もずっと進んでいるのですが、それがなかなか残念ながら進捗を見ていないのも事実であります。

その議論の中でも、実はもうこの先、何年かは断言できませんけれども、開業医の先生方も、この人口減少等々の中で、転院せざるを得ない状況が近々、奈井江ということではなくて、かなり顕著になってくるだろうという、表に出ていない意見として私も伺っております。

ですから、何を言いたいかというと、本当に1次医療、2次医療、そして私どもの町立国保病院が担う役割、砂川市立病院がセンター病院として担う役割、その周辺の慢性的な疾患をお持ちの高齢者を受け入れる関係性、そういうものの全体の議論の中で、

これからの地域医療というのは整理されていくことになるのだろうと思っています。

そこに今、今回、コロナの関係が出てきたものですから、その議論が今、厚生労働省としても止まっている状況で、止まっているということではなくて、再整理されている状況にありますので、これもしっかり見極めながら、奈井江町立国保病院が町民の皆様にとってどういう形で残ることが必要なのか。なくすことではなくて、どういう形で残すことが必要なのかということを、私は皆さんとともにしていきたいなというふうに思っています。

ただ、残念ながら、本当に力量不足で申し訳ないのですが、私の幾ら血眼になってもなかなか医師が確保できないということについては、これはもしそういうご指摘だとすればお詫び申し上げるしかありません。ただ、一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

●議長

再々質問は終わっていますけど。

●4番

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

●議長

以上で、遠藤議員の質問を終わります。

これより1時まで休憩といたします。午後1時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

(11時51分)

(4. 6番笹木議員の質問・答弁)

(12時59分)

●議長

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番、笹木利津子です。通告に従いまして、町長、教育長にお伺いいたします。

初めに、不育症の周知や患者支援の周知について、町長にお伺いいたします。

不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、これは生後1週間以内の赤ちゃんの死亡ですが、これらを繰り返して結果的に子供を持たないことと定義されております。

流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。厚生労働省の実態調査では、流産は妊婦の10から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、年間約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。

不育症の原因については、子宮形態異常、甲状腺の異常、染色体異常、抗体症候群などのほか原因不明が65%のようです。

しかし、厚労省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告されております。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるということです。

流産の原因となる血栓症や感染症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は平成24年1月から保険適用になり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって、心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままです。

厚生労働省は、平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し自治体に配布しました。また翌年、全国の相談窓口の一覧表を公開し不育症の相談が可能になりました。不育症の治療には多額の費用がかかることから、公的助成を行っている自治体もあります。

このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取組が必要と考えます。そこでお伺いたします。

1点目に、不育症について奈井江町ではどのような認識をお持ちなのか伺います。

2点目に、気軽に相談できる相談窓口と周知啓発をどのように行っているのか伺います。

3点目に、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えを伺います。

以上、町長にお伺いたします。

●議長

(13時03分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木利津子議員からの、不育症の周知、そして患者の支援についてということであり
ます。

まず1点目の不育症について、奈井江町としての認識をということですが、今、まさ

に議員がご説明のとおりですけれども、不育症については、妊娠するけれども、2回以上の流産、死産の既往がある場合とされているということでもあります。

原因などがまだ分かっていないことが多く、また、北海道において不育症の検査・治療等ができる医療機関が残念ながら10か所程度と少なく、さらに社会的認知度も低いという状況にあるのが実態かと思えます。

不育症はまだまだ研究段階ではありますが、検査の過程の中で一定の頻度で見られる今、議員ご指摘のリスク因子、これは、母体や血液の異常、胎児自身の異常等々様々であるため、まずはしっかりと検査を受け原因を見極め、適切な治療につなげることが大切だと考えております。

繰り返す流産などの喪失体験は、お子さんを授かりたいご夫婦にとって、心身及び経済的にも非常に大きな負担であると認識しておりますし、不安症や鬱につながる可能性もあるため、不育症に悩む女性のみならず、家族への心理的サポートも重要なことであると認識をしております。

2点目の相談窓口と周知啓発についてでございますが、当町では、妊娠、出産に関するご相談、不妊や不育症に関するご相談は、保健センターにおいて保健師が中心に行っております。不育症の場合、流産という非常にデリケートな問題でもあり、実際に相談がしづらく潜在するケースがあるのではないかと考えられます。

不育症が偶発的に起こることが多いということや、一定の頻度で起こる可能性があること、正しい検査や適切な治療によって妊娠・出産の可能性が上がることなどの情報を周知啓発し、社会的な認知度を上げるとともに、不育症に悩むご夫婦が様々な悩みや不安等を相談しやすいよう、相談窓口の周知徹底を図り、環境整備に努めてまいりたいと考えています。

3点目の治療費助成制度についてですけれども、不育症は、まだ社会的な認知度が低いこと、不育症に対応する医療機関が少ないこと、また、リスク因子も様々で、検査や治療も低額なものから高額に至るものまであり、特に高額になる場合、経済的負担が大きいものと捉えています。

北海道では、不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため、北海道不育症治療費助成事業において、1回の検査・治療につき10万円まで助成する制度を行っておりますが、これらの助成制度の周知を積極的に行ってまいりたいと考えております。

中空知管内における不育症の助成費制度の申請人数は、年間2件ほどと非常に数が少なく、また、人口規模の大きい自治体からの申請と伺っているところであります。検査や治療に要する費用にも個人差もあり、助成制度のあり方を調査しつつ、町の助成支援について、今後の検討課題と捉えてまいりたいと考えてありますのでご理解を頂きたいと思えます。

いずれにいたしましても、お子さんを授かりたいと思うご夫婦が、安心して健やかな妊娠、出産を迎えられるよう必要な相談体制をしっかりと整備・充実していくよう努めてまいりたいと考えていますのでご理解を頂きたいと思えます。

●議長

(13時08分)

笹木議員。

●6番

ただいまの町長から答弁を頂きまして、今回どうして私この不育症の質問をさせていただいたか、やはりこここのところで悩んでいる方が私の周りに実際におりました。

今、先ほど町長から聞きました実際の中空知の相談件数が2件、でも、なかなか相談しづらいという内容の部分、デリケートな部分もあるので、たまたま2件の届出というか、相談しかないのしょうけれども、実際には多分もっとあるのではないかなともちろん思っていますし、当然それ以上あるということは、この問題で、不育症で悩んでいる方、それぐらいいるのだろうなというふうに思いました。

先ほど周知の大切さというのを本当しみじみ感じまして、私も、不育症を今回初めてというか、改めて何か勉強をさせてもらった部分があり、不妊症は本当によく聞くし分かりますけれども、不育症というのはなかなか、どこら辺までなのかっていう部分はなかなかわかりませんでした。

助成の問題も、確かに助成をするということも大事でしょうけれども、まずこの不育症ということ、私たちも含めてやはりしっかり分かっていくことがすごく大事なだろうと思います。

最初にこの問題に取りかかったときに、北海道に、今ほど町長は10か所と言いました。この10か所、私、実は大変驚きました。とても少ないと思いました。

こういう、少ないからおのこと、各市・町がしっかりこういうところで困っている方はいませんか、なおかつこの10か所で少ないようだろうけれども、ここに相談に行くことができるんですよっていう周知がなおさら大事なのではないかなって、そういうふうに思いました。

相談もなかなか難しいと思います。町で分かるのは、母子手帳が発行されて初めて妊娠の届出というか、そこで今、町で、保健センターでも何人のお母さんが今妊娠しているんだという部分がわかるんですけど、多分この流産とか死産というのは、往々にして母子手帳をもらう前に起き得る部分だし、そういう結果が出てしまった後に、なかなか相談にいったら、行きづらい部分もあるんでしょうから、そこは気楽に、気安く相談に来てください、ここでしっかり対応をさせていただきますよってという問いかけを、ぜひまた町の人に知らせていただいて、もう不育症とか妊娠とかには関係のない世代の人たちも、子供、孫も含めてですけれども周りにそういう人たちがいるのかもしれない。ですから、そういう知識も本当に私、大事な部分だなと思います。

しっかり、相談窓口の周知、啓発等を、今ほど町長、しっかりやっていくのが大事だと思うという答弁を頂きましたので、この件については、こここのところをしっかりお願いしたいというそんな思いでおります。

●議長

(13時12分)

答弁求めますか。

●6番

町長、答弁をお願いします。

●議長

町長。

●町長

ご指摘のとおりというよりも、私も実は不育症っていう言葉を本当に最近の新聞とかテレビそういう報道で知りましたし、近隣で不育症に対する助成をっていうような報道も見たりして、それで担当のほうにも不育症に対して何か支援する必要はないのか、あるいは不育症って何だっていう話し、問いかけて勉強をさせていただいたのがスタートでありまして、そのときにまさに担当のほうから、町長、そうは言いながら道内に10か所しかなくてっていうところから始まったのも、まさに議員と同じです。

まずはっていうことではないのですが、いわゆる、フィンランドで言えばネウボラというような仕組みがあって、これは、僕は奈井江町ではちゃんとできていると思っていますのですけれども、前にも答弁で、何かの機会ここでしゃべったことがあると思いますが、日本と違うのは、宗教がそこに関わって生きるっていうことではないことだと思います。ということをお話ししたことがあると思うのですが、それ以外では基本的に同じ仕組みで、まず、いわゆる妊活、妊娠することについての支援があり、それで、妊娠したら、その次にまた今の不育に対する支援があってという、そのことが国民に認知されているっていうことだと思うんです。だからバックアップできる。

残念ながら、今、議員がご指摘のとおり、日本においてはまだまだそこまでいっていない、そういうことありますから、本当に議員が先ほど、きちんと情報を提供することが大切じゃないですかというご指摘がありましたし、私も含めて、気楽にという言葉がどうかわかりませんが、まず、子育てっていうよりも、妊娠することについても含めて、本当に気楽に我が町の保健師に相談してくれるような、そんな体制が取れば良いなと思っています。

それに向けては、きつとうちのスタッフは十分理解を得ていると思っていますので、これからも力を入れていきたいというふうに思っています。

●議長

(13時14分)

笹木議員。

●6番

ありがとうございます。

今ほど町長、再質問で答弁をしていただいたんですけれども、周知啓発が活発になることによって、こんな相談もできるんだなということで、町の保健センターに、そういう相談が来る可能性がすごくここで出てきます。まずはその啓発からスタートということだと思います。

こんなに悩んでいる、こんなに困っている人たちが、この数いるんだよねという状況が町で起きた場合に、その次に町として考えていただくのは、私は助成制度だと私は考えているんです。

近隣でもある、それも私も承知していますけれども、まず奈井江はまだその段階ではなく、1つ手前の段階で、また助成制度を考えていただくときが来たら、町長に考えていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次に、新たな教育環境の活用と教員の活用力向上について、教育長にお伺いいたします。

2019年12月、萩生田文部科学大臣が、学校が時代に取り残され、世界からも遅れたままではいけない。これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わる。特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広がる。しかし、ICT環境の整備は手段であり目的ではないと発信しました。

昨年はコロナ禍の中、約3か月の休校期があり、その間にオンライン指導ができたのは、小中高を含めても15%程度であり、世界的に見れば開発途上国並みの割合と言われております。

学力は先生の教え方がうまいのと、受け身の授業を受けていけば高い学力となりますが、ICTを使っていないので自分でいろいろな情報に当たって学ぶことができません。ほかの国はICTを使って勉強しているので、学校を卒業してから自分で学び続けることが容易であると考えます。

さらに、今まで学校にパソコンを入れるという考えと大きく違い、今の時代クラウドが前提になり、パソコンの考え方が決定的に変わったというのがGIGAスクール構想です。ICTが子どもを指導してくれるわけではありません。ちょっと伸び悩んでいる子に声をかけるのは教師の仕事です。

子供は2か月あれば別人のようにICTが使えるようになるとも言われております。新たな教育環境がいよいよ整ってきました。スタートに当たり、いま一度教員はGIGAスクール構想の実現がなぜ必要なのか正しく理解し、その環境を最大限に活用する力をつけなければ、教員の意識や活用力による教育格差が発生してしまう恐れがあります。

ICTの技術をフル活用し、誰一人として取り残さない教育を推進する必要があります。そのために、町として新たな教育環境の活用と教員の活用力の向上についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

●議長

(13時18分)

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

初めに、教育委員会が昨年度に取り組んだICT環境の構築について申し上げたいと思いますが、1月に本来の無線LAN環境が構築をされ、3月になってようやく教員と児童生徒の1人1台、タブレット型のコンピューター端末が納入されたところであります。

昨年の夏の段階で、それぞれ契約の締結は終えていたものの、全国一斉でGIGAスクールが推進されたことから、実質的に今年度が奈井江町のGIGAスクール元年になったところでございます。

さて、GIGAスクール構想というのは、単にプログラミングを習得するということではなく、学ぶための道具が、今まで使っていたチョークや黒板、ノート、鉛筆などから離れ、一方、インターネットを通じて子供たち自らが世界中に様々な存在をする写真や動画、音楽さえも教材にできること、また、タブレットの中には、テレビ会議システムやロイロノート・スクールという先生と生徒、生徒同士で情報を送り合い共有をする学習支援アプリを導入しましたので、離れた所にいる人とも会議を行ったり、今までプリント用紙を使って出題、回収していた課題が、紙の受け渡しから解放され、タブレットを通じて出題をし、丸をつけ、共有することができるようになる授業形態を包含し、家庭でのインターネット環境も普及しておりますので、先生と児童生徒のいる場所が教室の中にとどまらず、体育館や、自宅や修学旅行先ということも可能になったわけでございます。

そこで大切なことの一つは、笹木議員ご質問のとおり、指導する教員がいかに使いこなしていくかということであると思っております。

以前から自分用のタブレットを所有する教員がいる一方で、どうやって使うのかに戸惑う先生がいたのも事実ではありますが、昨年度新たに教育委員会と教職員でICTの検討委員会を立ち上げ、その必要性の周知はもちろんのこと、どのアプリを使い、どのように研修していくかについての協議を重ね、北海道立教育研究所や各アプリケーションのメーカーが開催をする研修会への参加をはじめ、日頃から教職員間での教え合いなど、意欲的な研さんが続いてございます。

また、習うより慣れろの言葉もあります。本年5月には、奈井江小学校の中高学年と奈井江中学校で、また、8月からは奈井江小学校の低学年でタブレットの利用が始まり、以後継続して活用をされてございます。

本年6月の空知教育局義務教育指導監来校による学校経営指導の際にも、奈井江町はICTの活用に教員が一丸となって取り組んでいるとの評価を頂いたところであり、当初課題として考えていたこの大きな懸念は、ほぼ解消されたものと考えております。今やタブレットのない授業は考えられないと感じている先生も大勢いるようであります。

次に、学校が臨時休校した際のオンラインでの指導について補足をしますと、唯一の懸念は、学齢の低い小学校1、2年生の対応であります。

最初は若干、保護者の方のサポートが必要になるのかもしれませんが、先ほど笹木議員さんが言われたように、こちらも習うより慣れろで、子どもたちのIT機器を使用する際の順応力の高さがここでも発揮されると考えており、先ほど申し上げたテレビ会議システムやロイロノートなどの利用により、万が一臨時休校になったとしても、慌てることなくオンラインでの指導ができるものと考えているところでございます。

最後に、いま一度教育行政全体を俯瞰して、誰一人取り残さない教育環境の向上という点を考えますと、笹木議員ご案内のことと存じますが、今まで町独自に小学校での35人学級編成や小中への特別支援教室への支援員の配置の継続、そして、公設塾を再構築をし、今年度から新たに「ななかま」を開設するなどしているところであります。

先週2日には、教育の明日を考える集いを開催したところでありますが、次年度から始まります新たな教育ビジョンの主要課題の一つ、コミュニティスクールの創設を考え、道内の先進地から講師の招聘をした講演会をしたところであります。

GIGAスクールにとどまらず、誰一人取り残さず、かつ一人一人の個性を伸ばしていく教育行政の推進を実践してまいりたいと考えております。ご支援のほどよろしくお願いいたします。

●議長

(13時24分)

笹木議員。

●6番

今ほど教育長の答弁をもらって、そうですね、改めてすごい時代に入ったのだなというのを感じます。教育環境ですよね、すごい時代になってきたのだなと思います。

私は、先般GIGAスクール構想の質問をしたことがありまして、それに続いてという部分ではありますけれども、特に今回は、せつかくの教育環境が整って、いよいよスタートをしたという今にあって、教員の先生方のまずは意識の向上、それから活用力の向上について、難しいでしょうけれども、どうされていくのかなという教育長のお考えもやっぱり伺いたいと思っています。

これは本当に大きな問題だと思います。教えてくれる先生のレベルによって、教えられる子供のレベルも比例してしまうということになっては絶対いけないと思いますし、そういうふうになったときに、まさにそれが教育格差の発生になっていく可能性もあるわけです。

子供は先生を選べないわけでありまして。ですから、したがって裏返せば、先生の活用力ってというのは、凸凹してはだめで、例えば5人いたら5人、10人いたら10人、同じ一定のレベルでなければいけないのかなというふうに思っています。そこは子供のためにです。

子供たちが同じ条件、また、同じ環境の中で、学力の向上を目指してほしいと思っていますし、一人一人の先生の活用力、指導力をこれ推しはかるのは大変難しいのだと思います。

ですから、なおのこと同じレベルというか、同じ力を持っていただきたいという働きかけを、ここはやっぱり学校も通してですけども、教育長のほうからしっかり、先生方にしっかりその言葉が伝わるようにしていただきたいなと思っているのが気持ちです。先生の活用力の向上、もう1回伺いたいです。

●議長

(13時27分)

教育長。

●教育長

先ほど答弁したことをもうちょっと詳しく説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど道立教育研究所だったりとか、アプリケーションのメーカーの研修を受けているということでお話をさせていただきましたが、これらの研修については、小中学校ほぼ全員の先生が参加をしたり、あるいは中学校に高校の先生も来て一緒に勉強をしているというような環境の下で勉強をしておりますので、全体的なITの技術の底上げにはすごく役立っているのかなというふうに思います。

いま一つが、ちょっと使ってわからなくなったときに、隣でここはこうだからって教えてくれる人がいるとすごくいいということなのですが、校内でもやはり何人かの先生は非常に詳しく、そういった役割も果たしていただいているような状況が散見されておりまして、昨日、私も小学校5年生の授業参観を見てきましたが、先生がタブレットを使ってという教え方も、さらに半年ぐらいたつ中で、子供たちがタブレットを自由に使いこなして発表をしているというような授業になってきているということでございます。

笹木議員が言われるように、今後も私の基本的な考えをしっかりと伝え、先生たちにもそれを受け止めていただきたいということは基本的に思っておりますが、今の小学校・中学校を見ていると、しっかりやれてくれているのかなというふうに思っております。

このまま先生も、それから生徒たちもITの技術の向上がなされていくというふうに思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

●議長

(13時28分)

笹木議員

●6番

先ほども申しましたけれども、子供って2か月あれば別人のように慣れるというすごい力、潜在力を持っているわけです。そこをやはり引き出してほしいなという思いがあります。

ただ、思いはただただ子供たちのレベルアップです。楽しく学んでいただくためのパソコンって何かすごくいい機材じゃないでしょうか。それも活用できればですね。使えればの話ですから、ぜひそこにたどり着くように頑張りたいですし、この

先の子供たち、今小中校の子供たちの先の人生を考えたら、べらぼうに長い人生です。今ほんの一部の時間の中ですけれども、いま一つ頑張って、先生方が前へ進んでいくために最大の努力をお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時30分)

●議長

日程第7、議案第1号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会出席、お疲れさまです。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、専決事項は、令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）であります。

歳入歳出それぞれ467万円を追加し、総額をそれぞれ49億9,281万4,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、町内の団体が国の制度を活用して実施する施設改修事業に対して支援を行うもので、早期の改修着手が必要なことから、国の交付決定があった10月15日付での専決処分を行っております。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。7ページをお開きください。

3款1項6目の老人福祉施設費、地域介護福祉空間整備に要する経費では、認知症高齢者グループホームかわせみが実施する屋根・暖房器具の改修に係る補助金467万円を追加計上しております。

6ページ、歳入予算の15款2項2目の民生費国庫補助金では、地域福祉、福祉空間整備等施設整備交付金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時32分)

●議長

日程第8、議案第2号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書8ページをお開きください。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」、専決事項は、令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)であります。

歳入歳出それぞれ618万5,000円を追加し、総額をそれぞれ49億9,899万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、名誉町民北良治氏のご逝去に伴う町葬執行に係る経費について、10月27日付で専決処分を行っております。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。14ページをお開きください。

2款1項16目の町葬執行費、町葬に要する経費では、供花料2万2,000円、香典返し、通夜参列者・手伝いの弁当・飲み物代、葬儀しおり・令状の印刷製本費、合わせて212万円、新聞広告料95万7,000円、祭壇一式・駐車場警備・葬儀サポート等に係る委託料306万9,000円、衣装借り上げ料1万7,000円、総計で618万5,000円を追加計上しております。

なお、13ページの歳入予算の財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時35分)

●議長

日程第9、議案第3号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書16ページをお開きください。

議案第3号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億4,852万4,000円を追加し、予算の総額を51億4,752万3,000円とするものであります。

第2条では、19ページ、第2表地方債補正に記載のとおりであります。農業農村整備事業など5事業の過疎債の変更のほか、高島排水機場緊急浚渫推進事業債の追加により、それぞれ限度額の補正を行っております。

令和3年12月8日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。

26ページにわたります2款1項1目の一般管理費、その他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の人件費等の見込精査により、合わせて335万8,000円を減額計上。

26ページ中段、生活交通確保対策に要する経費では、ガソリンの単価増による燃料費、町営バス2台分の修繕料合わせて24万1,000円を追加計上。

27ページにわたるふるさと応援寄附金事業に要する経費では、寄附金の見込精査に伴い、返礼品送料・手数料を見込み、合わせて3,444万8,000円を追加計上。

27ページ、4目の財産管理費、庁舎の維持管理費に要する経費では、暖房用A重油・灯油の単価増により、燃料費92万8,000円を追加計上。まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、住宅新築助成において、8戸から15戸への増加を見込み、1,450万円を追加計上。

28ページにわたる10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で805万円を追加計上。

2項2目の賦課徴収費、徴収事務等に要する経費では、徴税等の取扱手数料12万8,000円を追加計上。

29ページにわたる3款1項1目の社会福祉総務費、社会福祉一般扶助に要する経費では、灯油の価格上昇に伴う低所得者に対する助成事業として、合わせて793万1,000円を追加計上しております。本事業につきましては、低所得者対策として、

住民税非課税世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯、ひとり親世帯、重度障がい者がいる世帯、合わせて950世帯に対して現金8,000円を支給するものであります。

29ページ、3目の老人福祉費、後期高齢者医療保険に要する経費では、特定健診受診者の増加により、委託料31万8,000円を追加計上、令和2年度療養給付費負担金の確定により1,638万9,000円を減額計上しております。

2項1目の児童福祉総務費、保育所等広域入所に要する経費では、広域入所2名分の委託料194万8,000円を追加計上。子育て支援事業に要する経費では、利用回数の増により、一時預かり事業委託料16万1,000円を追加計上。

30ページ、2目の児童措置費、児童手当の支給に要する経費では、システム改修に伴う負担金31万3,000円を追加計上。療育医療給付事業に要する経費では、令和2年度未熟児療育医療費等国庫負担金の確定による償還金14万円を追加計上。

31ページにわたる子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費では、国の方針に基づき、職員の時間外勤務手当などの事務費のほか、1人当たり5万円の臨時特別給付金で561人分を見込み、合わせて2,865万4,000円を追加計上しております。

31ページ中段、3目の児童福祉施設費、児童館の管理運営に要する経費では、暖房用灯油の単価増により、燃料費4万4,000円を追加計上。

31ページから33ページにわたる4款1項2目の予防費、新型コロナワクチン接種に要する経費では、3回目の追加接種に伴い、合わせて910万円を追加計上しております。個別接種及び集団接種に係る医師・看護師等の経費、職員の時間外勤務手当、集団接種会場経費、その他事務費を計上しております。

33ページ中段の3目環境衛生費、葬斎場の管理に要する経費では、吉野斎苑に係る砂川地区保健衛生組合負担金の精査を行い、205万円を追加計上。

6款1項3目の農業振興費、5目の農地費では、地方債の見込精査により、それぞれ財源振替を行っております。

34ページにわたります7款1項1目の商工業振興費、交流プラザみらくルの管理運営に要する経費では、経年劣化によるエアコン室外機の修繕料42万円を追加計上。

4目の地域交流センター費、地域交流センターの管理運営に要する経費では、道の駅女子トイレ排煙窓の修繕料12万1,000円を追加計上。

8款2項1目の道路維持費、除排雪に要する経費では、単価増に伴う除雪車の燃料費、車両の修繕料の見込精査により、合わせて176万1,000円を追加計上。

35ページわたります4項2目の下水道費では、下水道事業会計繰出金の見込精査を行い、197万7,000円を減額計上しております。

5項1目の住宅管理費、公営住宅等の維持管理に要する経費では、公営住宅の機能修繕料の見込精査を行い190万円を追加計上、10款1項2目の事務局費、スクールバスの運行に要する経費では、軽油の単価増に伴い燃料費13万8,000円を追加計上。

37ページにわたります2項1目の小学校学校管理費及び3項1目の中学校学校管理費では、いずれも灯油単価の増に伴う燃料費のほか、アイパットアカウント進級設定作業手数料、GIGAスクールのセキュリティシステムのライセンス使用料により、小学

校費で190万4,000円、中学校費で176万6,000円をそれぞれ追加計上しております。

37ページ、5項3目の公民館費、5目の文化ホール費では、燃料費・光熱水費の見込精査を行い、公民館費で124万7,000円、文化ホール費で64万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

6項2目の体育施設費、3目の学校給食費では、地方債の見込精査により、それぞれ財源振替を行っております。

38ページから39ページにわたります12款1項1目の職員給与費では、人事異動等による人件費の見込精査で、合わせて430万4,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

22ページをお開きください。

13款1項2目の民生費負担金では、こども園の管外入所保護者負担金18万9,000円を追加計上。

15款1項2目の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金307万3,000円を追加計上。

2項2目の民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金31万3,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金で2,805万円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金60万4,000円を追加計上。

3目の衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金602万7,000円を追加計上。

23ページにわたります18款寄附金では、大矢フミ子様、高田喜代子様、北ヤス子様からのご寄附、ふるさと応援寄附金を見込み、合わせて6,805万円を追加計上。

23ページ中段の21款4項1目の民生費受託事業収入では、後期高齢者医療広域連合受託事業収入23万1,000円を追加計上。

5項1目の雑入では、事業関連雑収入として、後期高齢者健康診査等受診率向上特別事業費補助金の見込精査により7万2,000円を追加計上。

24ページにわたります22款1項1目の過疎債では、事業費及び起債充当額の見込精査により、合わせて4,420万円を追加計上。

5目の緊急浚渫推進事業債では、本年度から新設された記載ではありますが、高島排水機場調整池土砂撤去工事が適用となる見込みになり、390万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差5,327万3,000円については、23ページ、財政調整基金繰入金を618万5,000円減額計上、また、歳出27ページの財政調整基金積立金で4,708万8,000円を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、竹森議員。

● 3番

3番。1点について質問をしたいと思います。

23ページの寄附金ですけれども、寄附金額、今回の補正は6,800万円ほどあり、その中に、ふるさと応援寄附金があると思いますけれども、現在の応援金額わかれば教えていただきたいと思います。

● 議長

企画財政課参事。

● 企画財政課参事

ただいまの竹森議員のご質問でございますが、今回、補正予算のうち6,000万円がふるさと応援寄附金の補正予算額になっております。

11月末現在のふるさと応援寄附金の収入状況でございますが、金額にしますと5,925万8,000円ということでございます。

前年の実績と比較をしますと9.4%の減というような状況となっております。

● 議長

ほかに質疑はありますか。

(なし)

● 議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時48分)

●議長

日程第10、議案第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書42ページをお開きください。

議案第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」の概要についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ471万円を追加し、予算の総額を4億1,041万円とするものであります。

令和3年12月8日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので48ページをお開きください。

1款1項1目の総務管理費、公共下水道一般管理に要する経費では、消費税等の見込精査により471万円を追加計上。

4項1目維持管理費では、財源の振替を行っております。

次に、歳入についてご説明いたします。

47ページをご覧ください。

1款1項1目の下水道使用料では、業務用使用料等の見込精査により、668万7,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差197万7,000円につきましては、一般会計からの繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時51分)

●議長

日程第11、議案第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書49ページをお開きください。
議案第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。
第2条収益的収入及び支出の補正では、支出、第1款病院事業費用において3,004万1,000円を減額し、総額8億8,433万6,000円。
第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費2,558万6,000円を減額し、総額4億8,560万6,000円としております。

令和3年12月8日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

51ページをお開きください。

今回の補正予算は、人事異動等による人件費の見込精査に係る予算の計上であります。支出の病院事業費用、医業費用の1目給与費では、人事異動等による人件費の見込精査で、合わせて2,554万1,000円を減額計上。

52ページをお開きください。

3目の経費では、退職手当組合負担金445万8,000円を減額計上。

53ページの病院事業費用、医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では、職員の人事異動等による人件費の見込精査で、合わせて4万2,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

お諮りいたします。

12月9日は議案調査のため休憩としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月9日は、休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会といたします。

なお、12月10日は10時より会議を再開します。どうぞよろしく願ひいたします。

皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。

(13時54分)

令和3年第4回奈井江町議会定例会

令和3年12月10日（金曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 6号 奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 4 意見案第1号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書
- 第 5 意見案第2号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
- 第 6 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 7 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第 8 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	相澤公則
企	画	小澤克則
財	政	辻脇泰弘
課	参	横山誠
事	務	田野義美
課	長	加藤一之
長		石塚俊也
長		鈴木久枝
長		松本正志
長		杉野和博
長		石川裕二
長		辻脇真理子
長		遠藤友幸
長		井上健二
長		中野浩二
長		小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会最終日出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承いただきたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第2、議案第6号「奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。それでは、議案書の57ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

令和3年12月8日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部改正に伴い、保険医療機関等で療養給付を受ける場合の、被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を可能とするための条文を改正す

るものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議案書58ページをお開きください。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」

奈井江町人権擁護委員堀則文氏が令和4年3月31日付けをもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、町議会の意見を問うものであります。

令和3年12月8日提出、奈井江町長。

なお、堀氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時02分)

●議長

日程第4、意見案第1号「燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書」
上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和3年12月10日提出。

提案者、奈井江町議会議員竹森毅、賛成者、奈井江町議会議員遠藤共子、同じく石川正人。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

「燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書」

前文を省略いたします。

記といたしまして、

1、燃油や生産資材等の価格高騰対策について。

農業用に使用する軽油については昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油資料量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2、新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について。

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた自治体の財源によって取組に差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。

3、水田活用直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて。

来年度の水田活用直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、長期間水稲を作付けしていない水田が唐突に交付対象外になると、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、今後そのような政策転換となると経営困難に陥り、荒廃地の増加など地域農業の崩壊につながりかねない。生産現場に混乱が起きないように、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月10日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

ここで提案者の補足説明があれば発言を許します。3番竹森議員。

●3番

おはようございます。提案議員の立場から、少し補足をいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあり、経済活動も徐々に回復傾向にあります。農畜産物の需用は依然として低迷し、効果的な価格回復、消費拡大対策が急がれています。

こうした下で、景気回復などにより燃油価格の高騰が続いています。関連する石油製品、肥料、飼料など、生産資材全般の価格上昇にも波及しており、コロナ禍等で農畜産物価格が低迷している中、農業経営をさらに圧迫しています。

一方、来年度概算要求において、担い手育成を図るための新規事業、新規就農者育成総合対策では、これまでの全額国費負担から、地方負担を求める内容となっています。これにより、地方自治体の財政差によって、取組できない地域が発生する可能性があります。

また、農水省は来年度の水田活用交付金の交付において、長期間水張されていない水田を交付金の対象から除外する内容が示されています。このまま実施された場合、北海道の稲作農業者に大きな影響が及び、地域の農業や経済への影響が非常に懸念されるどころです。

つきましては、農業者が次年度以降も安定して経営を継続できるよう、国に対策改善を求めるため、この意見書を提出するものです。

全議員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第5、意見案第2号「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第2号「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和3年12月10日提出。

提案者、奈井江町議会議員大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく森山務。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

次ページをお開きください。

「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」

前文を省略いたします。

記といたしまして、

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月10日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。2番大関議員。

●2番

それでは、提案者の立場から補足説明をいたします。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど、南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっています。毎年、その被害状況は増しており、サケ、サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減しています。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響の含め地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力をそぎ、地域の衰退を招きかねません。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による、飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させています。

また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせているところであります。

よって、この意見書を提案するところであります。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第6 調査第1号の上程・説明・付託

(10時12分)

●議長

日程第6、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」

議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和3年12月10日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、

調査事項、次期会議（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査機関、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 調査第2号の上程・説明・付託

(10時13分)

●議長

日程第7、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和3年12月10日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、

委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号、調査事項。

調査第1号、冬期間の道路管理について（現地調査含む）。

調査第2号、令和3年度作況状況について。

調査第3号、生涯活躍のまちの取り組みについて。

調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 調査第3号の上程・説明・付託

（10時14分）

●議長

日程第8、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和3年12月10日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、

調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。

調査機関、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

開会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和3年奈井江町議会第4回定例会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦勞さまでした。

(10時16分)